

## 仕事について

センターでは、協力雇用主やハローワーク等と連携をとり、手厚い就労支援を実施しています。

### Q 協力雇用主って？

A 罪を犯した過去を理解した上で、雇ってくれる事業主のことで、



※センターでは罪を犯した過去を明らかにし、就職活動を行うのが原則です。

### Q 協力雇用主の下では、どのような仕事につけるの？

A 建設業（土木、清掃作業など）が中心で、その他に食品加工や電気製品・部品の製造などがあります。

## センターの1日（出勤日の例）

6:00～7:00	起床・清掃・朝食
↓	
7:00～	出勤
↓	職場へは職員が送迎します。
18:00	センターへ帰所
↓	
～20:30	入浴・夕食
↓	保護観察官との面接・行動計画書の作成等を行います。
23:00	消灯

## 自立に向けて

入所後3か月を目途に、仕事を続けて貯めたお金のもとに、退所後の住居や生活の見通しを立てて、センターを退所します。

なお、センター退所時に刑期が満了していない場合は、引き続き退所先の住居で保護観察を受けることになります。

### ○退所者の声 ～退所時アンケートより～



Aさん(60代)

今後の仕事の見通しが立てられ、希望が持てた。



Bさん(20代)

お金を貯めることができた。食事の心配をしなくてよかった。

※現在、朝食・夕食は調理員による給食、昼食は調理員によるお弁当が提供されています。

福島自立更生促進センターでやり直してみたいと思った方へ。

このパンフレットを見て、「センターで社会復帰の準備をしたい」、「センターに興味がある」などと思った方は、刑務所の職員に相談してみてください。平成31年4月発行

福島で、やり直す。



福島自立更生促進センター

# 福島自立更生促進センターについて

## センターとは

福島自立更生促進センター（以下、「センター」）は、福島保護観察所に設置されている国の更生保護施設です。

センター入所中は、センターに宿泊し、保護観察官による指導や就労支援などを受けながら、スムーズな社会復帰・自立を目指します。



福島自立更生促進センターの外観



## 施設の概要

- 場所：福島県福島市 福島保護観察所となり
- 入所者：仮釈放者等（成人男性）
- 入所期間：約3か月
- 施設の設備  
2階建て・20部屋（全個室）  
トイレ・浴室・食堂などは共同で利用。



食堂



浴室



居室にはベッド、テレビ、冷蔵庫、机等が備わっています。

## センターに入所したら

センターで生活を送る上では、次のようなルールを守ってまいります。

- 無駄づかいせず、貯蓄を心がけること。  
センターでは金銭管理指導を行っています。
- 絶対に飲酒をしないこと。  
外出先での飲酒も一切認められません。  
外出先から帰ってきた時は、アルコール呼気検査を必ず受けます。
- 再犯防止プログラムや園芸療法などの指導を受けること。  
園芸療法の様子→
- 地域の一員として、休日に地域で行われるボランティア活動等にすすんで参加すること。  
センターは、地域住民の方々の理解と協力のもとで運営されています。



仮設住宅の除草作業



年末の餅つき大会